

平成 20 年 12 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 2 0 年 1 2 月 9 日

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成20年太宰府市議会第4回（12月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成20年12月9日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第99号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

日程第2 議案第100号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第101号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第4 意見書第7号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中林宗樹	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	不老光幸	議員	委員	安部啓治	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	原田久美子	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	松永栄人
市民課長	木村和美	環境課長	蜷川二三雄
人権政策課長	津田秀司	福祉課長	宮原仁
高齢者支援課長	古野洋敏	国保年金課長	木村裕子
子育て支援課長	花田正信	保健センター所長	和田敏信

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄
書記	浅井武

開会 午前10時00分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） ただ今の出席委員数は6名です。定足数に達していますので、環境厚生常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、補正予算3件、意見書1件です。

その他、1件の要望書が当委員会に送付されています。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第99号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

委員長（中林宗樹委員） 日程第1、議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分を議題とします。

まず、補正予算書の5ページ、第3表債務負担行為補正の追加について補足説明を願います。子育て支援課長（花田正信） 3日の武藤哲志議員の質疑に対します説明内容と重複する部分があるかと思いますがよろしく願います。

先の9月議会、議会全員協議会におきまして報告させていただきました南保育所の民間委託につきまして、年度内に契約を行なう必要がありますことから債務負担行為を設定させていただいております。

債務負担行為を設定しますことで複数年の契約を行ない、南保育所の安定した管理運営を考えております。なお契約期間は3年としております。限度額2億5,412万6,000円につきましては、契約初年度となります平成21年度の入所人員を現在南保育所に入所しています児童数60人をもって算定しました。算定しました運営費及び延長保育事業や障害児保育事業などの補助金合計7,677万5,000円を平成21年度の限度額とさせていただきまして、平成22年度及び23年度につきましては、それぞれ10%伸びて限度額を設定し、総額2億5,412万6,000円を限度額として設定しております。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

委員（藤井雅之委員） 本会議2日目に武藤哲志議員が質問されたことと私も重複する部分があるかと思いますが、まず2点伺います。

南保育所の業務委託を今花田課長の説明では年度内に契約する必要があると言われましたが、具体的に委託先ですよね、3日の武藤哲志議員への回答では太宰府市内の社会福祉法人ということを言われてましたが、具体的にどこということをお示ししていただけるのかということと、民間委託へ向けての職員組合等には合意をとられているのかということをお聞かせください。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 委託先につきましては、まだ決定していませんので回答は差し控

えさせていただきますと思います。2点目の職員組合との合意につきましてもまだそれには至っておりません。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 職員組合の件はわかりました。ただ、1点目の委託先の方は、回答は差し控えるということですが、今公募中とかそういうところが絡んでくるのかなというふうに想像できるのですが、では具体的に、あと3か月しかありませんが、いつをめぐりに契約を結ぼうかと考えておられるのか、それと今公募等をされていると思いますが、何社公募に対して応募がっているのか、そこらへんまでは示していただきたいのですが。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 公募数でございますが、今のところ先週、12月5日で募集の締め切りを行ないましたので、法人から受託を希望しますということで出ておりますが、数につきましては今のところ差し控えたいと思います。

それで、いつごろ決定するのかということでございますが、近々に選考委員会を開催しまして、年明け1月の中旬前後には委託先を決定したいと現在業務を進めております。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 今花田課長の説明を聞いた限りですと、債務負担行為、この部分は認めてほしいということがあると思うのですが、ただ、議会としては議決に対して市民の皆さんに責任を負うわけです。議員がどういう態度をとったかというのではなくて、議決の結果が。その部分で南保育所を民間委託するというこの債務負担行為を認めてもらいたいけれども具体的にどういった保育所の法人なのかは今示せない、応募数も言えないということになりますと市民の方への議決したことに対する責任が当然議会にも問われてくるのです。それで、これは私の主観的な部分になると思いますが、9月議会の議会全員協議会で民間委託に関する説明があって、来年の4月1日からというそのタイムスケジュール自体にちょっと無理があるのではないかと認識してしまうわけです。本来議会では民間委託をいつからするというのを含めて具体的に提出された引き受け先の保育計画とかそういうことも含めてきちんと議論しないとこれは市民の方への、とくに保育事業というのは市民の方のお子さんの安全性の部分も関わってくるので、私としてはちょっと議会を軽視と言いますか、そういう形がされているのではないかと懸念としてあるので伝えておきたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） 今のは要望でいいですか。回答はいりませんね。

（藤井雅之委員「はい」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） しっかりと受けていただいて、対応していただきたいと思います。

ほかに。

安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 今、組合というか保育士さんたちとの話がよくまとまっていないというような説明があったのですが、パーセントで言えば、80%までは大体了解を得ている、あ

と20%はちょっとしたところ、例えば保育士さんたちのその後の配属先だとか業務の内容だとかそういうことでの了解を得ていなくて、その話がまとまれば、合意を得られるとか。

組合、職員の皆さんとの協議内容を話していただきたい。それが一つと、保護者の方たちとの協議も一応了解を得ているのかということ。結局皆さんが喜んで民間委託ができたというようにならないと私たちもくすぶったままでやるということは難しいのではかろうかと。

委託料が今回の債務負担行為であがってくるということは、話が一応ついているという見方をもって賛成の意思を持っていたのですが、今聞くところとちょっと不安定なところがあるからその点をもう少し詳しく説明してもらいたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 保育士につきましては、9月19日に市の方針が決定されました。

それを受けまして9月の終わりだったと思いますが、保育士につきましては、今言いました市の方針等、いつから民間委託するという話を部長のほうからしていただきました。保護者につきましては9月29日だったと思いますが、南保育所の保護者会の役員さんが5、6名いらっしゃいます。その方に最初に、先ほど言いました4月1日から民間委託を行うことと、どういった理由かということの説明をしまして、保護者会の第1回目の説明を10月17日、2回目を11月15日に行ないまして、3回目を明日12月10日に行なうということで今鋭意説明しながら保護者の方に理解を求めているというのが現状です。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 現状だけではなくて、その説明会でどういう意見が出ていたのか、結局保育士さんたちには9月19日に説明して、はいわかりましたと快諾を受けていけばいいですけど、いや、それは困るということでは……。結局今後自分たちが配置転換される場所についての説明などをして、まあ一応わかりましたということで了解を得ていけば何も問題はないのです。そういうところを話してください。そして保護者会でも5、6人と話されたところで、それは民間委託が望ましいというような意見が出ていけば何も問題はないけれども、それが都府楼保育所でしたときのようなことになったらいけないというようなことが出てくれば、そこに問題点があるから、そこを聞きたいのです。説明したからそれで終わるというのではなくて、説明して保護者や職員の皆さんから了解を得たと、それがパーセントで80%、90%で、あとのわずかなところを若干の修正をすれば合意が得られるということであれば、この委託料の債務負担行為を認めてもいいけど、まだ50%、60%もわからないということであれば、ちょっと考えさせてもらいたいということで聞いています。

委員長（中林宗樹委員） 保護者会との説明会、それから職員との話し合いの中でいろんなご意見が出ていますと思いますが、ここで報告できる部分があれば若干でもいいので報告いただければと思います。

子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 現在進行形でございますので、あまり立ち入った中味を説明できな

いのですが、ただ保護者に説明したときに、何で今の時期かということは多く意見が出されました。というのが、やっぱり子どもを思う保護者の気持ちはありますので、なぜ民間委託にしなければならないのかとか、今回考えているのが公設民営ということですので、どういった内容かとか、そういった質問をいただきました。職員のほうにつきましては、まだ話しを私どものほうから一切していないといいますが、保育士にはした状況で、職員組合等との話は今からという状況でございます。

委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 職員組合との協議でございますが、9月24日に第1回目の説明と協議を行っています。第2回目につきましては、早急に話し合いの場を持ってくれという要望が出ておりますが、現在第2回目に向けて調整をしているところでございます。

保護者の説明につきましては、花田課長が申しましたように役員への説明が1回、それから全体に対する説明が2回、そして明日第3回目の保護者説明会を行なうこととしております。

平成21年4月1日の公設民営に向けて、ご理解をいただくよう努力をしておるところでございます。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 今回の回答に関連してなのですが、債務負担行為補正予算が出されたわけですが、やはり今説明を聞きますと、保護者の説明も2回、あと1回明日になっていると、また職員組合のほうにも9月24日1回だけ説明をされ、行政側の一方的な説明だけであり、やはり信頼関係のもとに保護者であったり、職員関係団体に対してやっていかないとこの分については、もっと合意して、補正予算に認めてもらえるかどうかということをする場であると思います。言いたいのは、逆になっているのではないかと。説明がきちんとされていて、それでその合意のもとにこの案に賛成してくれというのであれば、賛成する立場でいいと思っておりますが、説明がまだ不十分というのが率直な意見です。

委員長（中林宗樹委員） 要望でいいですね。答えは要りませんね。

（原田久美子委員「はい」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 都府楼保育所するときにも年末でしたか、請願があったりして、議会内部もかなりいろいろな意見がでまして、私自身も一週間ぐらい走り回った記憶があるのですが、今回の件の立案は何月に出されたのですか。

委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 公立保育所の民間委託につきましては、第2次、第3次行政改革大綱の中で民間委託の推進という項目の中で保育所というのが上がっています。底流にはずっと民間委託をしなければならないというのがありまして、平成18年度に都府楼保育所の民間移譲を行いました。底流には民間委託を進めるといっているのがございまして、具体的に南保育所をどうするかというのは平成19年から内部の検討を行なっております。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 学校給食にしてもそうですけど、そういう流れの中で今までやってきたのはわかるのですよ。それにしても、例えば保護者の理解がまだ得られていないとか、職員組合も含めて不十分な中での債務負担行為の補正があがってくることで自体困るのですよね。はっきり言って、何で下準備をある程度終わった段階で、もう十分だというような出し方ができないのかという疑問が残るのですよね。先ほどの藤井雅之委員の質疑の公募にしてもですよ、特定の名称を上げてくれと言っているわけではないので、何件あったかぐらいなげ言えないのでしょうか。たとえば、この前、那珂川町が河川敷の運営で指定管理者の締め切りが近いのに応募がないということで、契約金を上げたら最終日に何件かあって、まあ来年度も継続できるということですけど、ないことを前提に条例改正までしたというような新聞記事に載ってますけど。だからゼロならゼロでまた我々もこれは必要でないのではないかと判断できるわけで、だからそのへん応募数は出せないのですか。

委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 12月5日までに委託を受けたいという意思表示の法人は1法人からっております。

委員長（中林宗樹委員） よろしいですか。

（安部啓治委員「はい」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 今の話を聞いていると、もう職員の皆さん、保護者の皆さんが十分その点については解決してこのような債務負担行為の補正を出されたものと思っていたのですが、ちょっと皆さん理解されてなかったと感じております。

別の話ですが、先の話では南保育所の定員は60人ということで算定をされたということですけども、市長が保育の定員を増加された話の中で、この南保育所は90人という話をされていたと思うのです。これが、3年間60人で算定をするという話をされまして、現在の定員数と職員の人員は90人で対応をしていると解釈しておりましたけども、そこが60人で算定をするというか90人というのは無くなっているのかその点の説明をお願いします。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 先ほど説明した内容は、平成21年度の入所人員を現在南保育所に入所している60人で想定して委託料の算出をしたということでございます。定員90人とは関係ございませんで、あくまで予算でございますので、では何人で委託料を算定するのかとなってきたとき今現在60人入所していますので、平成21年度を60人をもって算出根拠としたものです。平成22、23年度につきましては、それをそれぞれ10%増で見込みまして限度額を算定したということでございます。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） ということは、あくまでも定員は90人ということですか。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） そのとおりでございます、これはあくまでも予算の算定見積でございますから、例えば来年度70人とか80人とか増えてくれば、またそれで計算をし直して委託料を支出するという形になります。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） ちょっとよくわからないのですが、90人の定員であれば、職員も90人に対応できるように常時保有しておかなければならないのか、あるいは60人しかいなかったら60人分の保有でいいのかその点はどうなっているのですか。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 今現在60人いますけれども、以前が40数名とかいう状況等がございましたので、それに応じて職員配置をしてきたという状況がございます。90人の定員だからといって90人対応の保育士がいるということにはなりません。基準は90人ですが、実際の配置は90人で配置している内容ではございません。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 委託する場合、ここの保育所は設備的には90人対応はできると思うのです。ここはあくまでも90人がベースで、そのように募集というか、そういうふうな話はどういうふうにするつもりなんですか。

委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） この南保育所の民間委託の方針決定を9月に行ないましたけれども、南保育所の平成20年4月現在の児童の入所数は40人でした。40人で民間委託という話をしても応募がないのではないかと、定員は90人にしたけれども、その時の児童数が40人で社会福祉法人に公募しても応募が無いのではないかとということから、まずは子どもさんたちの入所児童数を増やそうということで子育て支援課一丸となって入所児童数を増やす工夫をいろいろしてきまして、夏8月までに60人まで増えました。これなら定員は90人だけれども60人ならいけるのではないかと判断をしまして、庁議で民間委託を9月に決定したという経過がございます。それで、定員は90人にしたわけですから、今後も90人に向けて最大限努力はもちろんしてまいります。ということで平成21年4月1日の民間委託、保護者につきましても組合につきましても鋭意説明会をしながら理解を求めていくというスタンスでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） わかりました。実は南保育所の児童数の推移を見ておりまして、今松永部長がおっしゃったように、それぐらいの人数の実績を見て、受けられる法人があるのか心配はしていたのです。実は、ところが、あったということでひとつはほっとしております。この件はそうです。

もうひとつは、この件と違うのですが、保育児童の教室の増設です。その中で市長がおし

やっていたように30名の増設をするという話をしてあって、60人になってしまうと、じゃあ後30人の話をしてあったのが、どこでカバーしていくのかという今後の問題も含んでお聞きしましたけれども、90人があくまでもそうなので努力するというお話をお伺いしまして、ぜひとも強力に進めていただきたいというふうに今感じました。どうもありがとうございました。

委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 施設の面でございますけれども、昭和50年頃に南保育所を開設した時の施設の広さでございますが、当時定員は90人でございます。ですから今の南保育所のあの施設は90人対応の施設でございます。補足しておきたいと思えます。

委員長（中林宗樹委員） 他にありませんか。

原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 債務負担行為の中に建物の維持管理、また維持管理の中には人件費、人権費の中には事務費とか運営費、障害児の職員等の取り扱いのほうはどうなっているのか説明をしていただきたいと思えます。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 保育所の委託料につきましては、年齢ごとの国が示した保育単価がございます。たとえば0歳が今現在17万4,060円という保育単価というのがございますが、そういった単価から実際に入所している子どもたち、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳といるのですが、それぞれの単価を掛け合わせて運営委託料というのを算出いたします。その中から各保育所が保育士を雇用して保育業務を行なっている状況でして、あとさらに補助金というのございまして、延長保育事業をやっている保育所、それとか障害児保育事業、対定数というのがあるのですが、それを超えて保育士を雇用して保育所の運営を行なっている場合は保育士配置事業とかいうそういう補助項目がございまして、それぞれの補助金を上乗せて、最終的にそれぞれの保育所に委託料を払うというシステムでございます。今考えていますのは、委託後の状況につきましては、簡単な修繕とか、南保育所は児童生活体験というものを行なっていますので、そういったものは市のほうの予算で管理したいと考えているところでございます。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 今、障害児の職員の受け入れの件なのですが、今現在でよろしいのですが、南保育所に障害児が何人いらっしゃるのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 今、一人だったと思います。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 一人ということですが、障害児の受け入れを積極的に行なわれて、太宰府市として定期的にチェックとか指導をされたことはありますでしょうか。南保育所も含めて他の4保育園がありますね。それを含めて何回ぐらいそういうふな・・・。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 障害児の受け入れにつきましては、初めに私ども担当と子育て支援センターの所長が面談を行ないまして、あと入所希望先の園長と主任保育士が保護者と本人との面談を行なって、入所に至る経緯がございます。チェックといわれましたが、あと、保育所の所長、保育主任等がいますので、そこらでその子の状態と言いますか、状況と言いますか、そういったものを見ているという状況でございます。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） それに関連してなんですが、今度は保育士の研修ですが、都府楼保育所が2年前に移譲されましたが、その私立の保育所、そこで私立も公立も同じような保育をしていたかなければならないと思いますが、合同の研修というものを実施されたかどうか。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 把握はできていませんが、太宰府市「同和」教育研究協議会の就学前「同和」教育研究部会とかに都府楼保育所の保育士も入っているということを聞いております。そういった中で研修を積んであるのかと思っております。

委員長（中林宗樹委員） 市のほうでは直接というか、間接でもいいですが、受けなさいとかそういう指導とかされずに施設ごとにお任せというような感じですか。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 一般の保育所の研修ということ・・・。

委員長（中林宗樹委員） ではなくて、今の質問は、市のほうでそういう研修をしているのかという質問でしょ。

（原田久美子委員「はい」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） すみません。保育士を集めて市のほうでということでしょうか。

（原田久美子委員「はい」と呼ぶ）

子育て支援課長（花田正信） それは行なっておりません。所・園長会あたりで話は出てきますので、今度障害児を対象にした研修を行なう計画は現在ありますけど、今まで私が把握している範囲では行なったことはありません。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 先ほども聞いたのですが、職員との話し合いもあまりしてないわけですね、それから保護者とは明日で3回目になるからある程度わかってくるのですが、せめて2月中旬までには積極的に説得してもらって、そういうめどがつくのか、つくと言えはおかしいが、そういう努力をしてもらわないと、認める認めないという結論が出てこないと思うのですよ。あやふやな執行部の話を聞いたら、今のところ私は判断に困るような問題が多いから、ちょっとその点の意気込みというか、そういうことを聞かせてもらいたい。

委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 職員組合との協議につきましては、総務部と連携しながら、積極的

に話し合いをもっていきたいと思います。先ほど申しましたように、協議の申し出がありますので、これを先延ばしにはできませんので、積極的に応じていきたいと思います。

それから保護者の説明会につきましては、明日3回目を行ないますが、保護者会から民間委託の計画書があれば出して欲しいということでございますので、計画書をつくりまして先に渡しておりますので、その計画書の内容につきまして、いろいろご質問、ご意見等はあるかと思いますが、これも積極的に応じて行きたい、また理解を求めていきたいというふうに考えております。

(安部陽委員「2月中旬ぐらいまでにめどがつかますか」と呼ぶ)

委員長(中林宗樹委員) 健康福祉部長。

健康福祉部長(松永栄人) 執行部としましては、1日でも早くめどをつけていきたいと思っております。

委員長(中林宗樹委員) 安部陽副委員長。

副委員長(安部 陽委員) そうでないところあまり進展していないようですから、今からどんどん詰めてもらわないと、補正予算のほうは通したけど・・・というふうなことになってもいけないし。逆な面になってきたらこういう大きな問題だから、やはり子どもさんを大切にしないといけないし、保護者も方もこれで民間委託にしても安心できるというメリット関係をとくに強調すると言ったらおかしいが、そういうものを、都府楼保育所はあいうふうで民間移譲してこういう面がよくなってますよということで、いい面を出してもらおうということで。これはどこに出しても子どもは育てなければいけない。民間がしようが、市がしようが、どこがしようが、やっぱり同じような保育はさせなければならぬ問題ですから。その点要望しておきます。

委員長(中林宗樹委員) はい、要望ということで。

藤井雅之委員。

委員(藤井雅之委員) 説明会が今まで3回行なわれたということですが、その説明会の形式ですよね、市が一方向的に説明するだけなのか、保護者の方からの質疑応答も一定時間をとって疑問に答えるという形でやったかということと、あと保護者の方からいろいろ意見があると思うのですよ。積極的な賛成という意見出るでしょうし、懸念の意見も出るでしょうけど、どういった意見が今まで出ているのかというのを示していただけませんか。

委員長(中林宗樹委員) 子育て支援課長。

子育て支援課長(花田正信) 保護者説明会につきましては、一応こちらから説明して、その内容の確認をしていただくという形を1回目は取りました。2回目につきましては、保護者主体といえますか、保護者説明会でこちらからそれに対して松永部長が答えるという形でしました。3回目も多分先ほど部長が言いましたように計画書を事前に配布させていただいておりますので、そういったものから保護者会のほうから質問が出て、それに対して市のほうが答える形になるのではないかと想定しています。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 先ほど副委員長のほうからはメリットを説明してということが出ましたけれども、逆に私は、メリットだけではなく、きちんと一定のデメリットの部分も説明しておかないと、仮に民間委託になった後に、こんなはずではなかったと、こういういい説明ばかり受けていたというようなことを後々保護者の方が言ってくることも想定した上でメリットだけではなくて、ちょっとデメリットの部分も、もし何らかあるのならですね、そこはきちんと説明しておかなければならないと思いますし、それを踏まえて、保護者の方も判断される部分があると思いますので、そこは踏まえて対応していただきたいと思います。要望にとどめておきます。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 指定管理者制度の活用は検討されましたでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） そういう制度も考えましたけれども、実際は検討しておりません。

（原田久美子委員「ありがとうございました」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） これで債務負担行為の質疑を終わります。

ここで、おはかりします。

これから歳入歳出補正予算の審査になりますが、審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行います。

歳出の補足説明におきまして、歳入等の補正が関連する部分を同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳入等についても説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、歳入等に関連する部分を、同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入等の説明をお願いいたします。

なお、各款の職員給与費関係については、総務文教常任委員会の所管となりますので、当委員会での審査は行ないません。

それから執行部をお願いいたします。今回の補正において、入札減、不用額、執行残等による減額分につきましては、説明を簡略に行なってください。

それでは、補正予算書20ページをお開きください。

20ページから23ページまでの3款民生費、1項社会福祉費についてですが、1目社会福祉総務費の特別会計関係費から、8目後期高齢者医療費までを、順に執行部からの補足説明を求めます。

1目、国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 特別会計関係費の繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金につい

てご説明いたします。

これは、国保特別会計に対する一般会計からの繰出金で、内容は人件費が172万4,000円、出産育児一時金に対する財源として54万円を繰り出すものです。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 次に2目、高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） まず、在宅老人対策費、これは、福岡住みよか事業費補助金精算返還金で15万1,000円、2分の1の県補助分で、当初予定より減少したために返還金として返す分でございます。

次に、高齢化社会対策費、低所得者特別対策事業費県補助金精算返還金16万3,000円、これは4分の3の県の補助分でありまして、利用者が少なかったという状況の中で返還するものでございます。

次が、特別会計関係費、介護保険事業特別会計繰出金416万2,000円、これは法改正に伴う電算委託料の繰出金でございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 4目、福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 4目の障害者自立支援費、介護・訓練等給付関係費でございます。19節負担金、補助金及び交付金の通所サービス利用促進事業補助金268万6,000円の増額補正の内容について説明いたします。

障害者自立支援法によります制度改正の激減緩和措置の一環として事業所の通所に係る送迎、それに対します人件費と送迎に係る車両の維持管理費の経費を助成する制度がございまして、平成20年度の障害者自立支援臨時対策事業補助金通所サービス利用促進事業が公布予定でありますので今回補正をお願いするものです。またこの事業につきましては、県補助金として4分の3の補助がありますので、歳入の13ページに掲げておりますが、社会福祉費補助金の障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業補助金として201万4,000円をあわせて補正をするものでございます。

それから20節扶助費でございます。介護・訓練等給付費3,159万4,000円の増額補正の内容について説明いたします。増額の理由といたしましては、今年7月に障害者に係ります利用者負担の軽減措置の制度改正がございまして、利用者負担が原則1割負担でありましたものが、居宅、ホームヘルプ、通所施設の利用者負担上限月額が低所得者でランクがありますが、低所得者1で1万5,000円が1,500円に減額、それから低所得者2で2万4,600円から3,000円に減額されたためその分の公費負担が増えるということでの補正でございます。それと2点目に旧体制の更生施設事業所から新体制の施設入所支援事業所へ移行されたことで、施設事業所に支払います報酬額、これは単価でございますが、報酬額の激減緩和措置として助成分が増えたということ、それから3点目に共同作業所の助成施設が就労継続支援B型のほうに個別給付の施設に移行したための増となったこと、それから4点目として介護・訓練給付での利用人数が平均しまして15人程度増加したことによるものでございます。なおこの事業につきましては国庫負担金の2分の1の補助、それから県負担金の4分の1の補助がございます。それぞれ歳入の11ペ

ージのほうにその分の補助分の補正をお願いしているところでございます。

次に、身体障害者・児補装具給付費200万円の減額補正の内容についてでございますが、前年度に比べまして、補装具給付の申請が伸びておりませんので、3月までの見込みを精査いたしまして200万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして23節償還金、利子及び割引料の通所サービス利用促進事業補助金精算返還金31万円の増額補正の内容について説明いたしますと、平成19年度の福岡県障害者自立支援臨時対策事業補助金の交付額が決定されまして、県費補助金を多く受け入れておりましたので、その差額分を返還するものでございます。

それから、その他の諸費、19節負担金、補助金及び交付金でございますが、心身障害者扶養共済制度掛金補助金11万2,000円の増額補正の内容については、この制度そのものは、障害者の保護者が生存中に一定の掛金を毎月納めその保護者の死亡後残された障害者に終身年金を支払い障害者の生活安定を図るという制度でございまして、障害者の共済年金の受給期間の長期や年金の財源が運用利率が低下しているもので、財源不足が生じますので掛け金が引き上げられたことに伴います増額補正でございます。対象者は13名となっております。またこの事業につきましても県の2分の1の補助金がありますので13ページの歳入のほうで掲げさせていただいております。

それから援護費でございます。20節扶助費、医療支援給付費50万円の増額補正の内容についてでございますが、これは中国残留邦人に対します生活支援給付金として平成20年度当初予算で70万円を組まさせていただいております。しかしながら対象者の病状の進行によりまして、医薬品等の増加が発生いたしております。そういったことから医療支援給付費の分として50万円を増額するものでございます。なおこの分についても国庫負担金の4分の3の補助がございますので歳入の11ページに37万5,000円をあわせて補正いたしております。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 次6目から。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 6目重度心身障害者医療対策費の165万8,000円の増額補正でございます。これは、県の補助金による精算の返還金でございます。

次の7目母子家庭等医療対策費の171万8,000円の増額補正、これも同じく精算による返還金でございます。

22ページの8目、後期高齢者医療費の20万円の増額補正でございますが、これははり・きゅう助成金の増額補正となっております。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 8目の後期高齢者医療費のはり・きゅう助成金のところですが、3月の

予算特別委員会でこの助成について質問したときに、対象者が大体180人ぐらいと伺っていたと思いますが、これは対象者がその後増えたとか、そういった形の増額でしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 国民健康保険のときの75歳以上に受給者証は150人に発行しております。この150人の方につきましては、後期高齢者として医療証をこちらから送っております。本人からの申請がなくても送っております。それに対して後期高齢者になりますと被用者保険から移行された方が幾分いらっしゃいますので、人数的にはそんなに大きな数ではないと思いますけれども若干人数は増えていると思います。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 4目20節の身体障害者・児補装具給付費ですが、これは今年度で対象者は何人ぐらいいたのですか。わかりますか。対象者数だけでよろしいです。

委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 対象者数は調べておりません。

委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。なければ次にいきます。

次に、同じく、22、23ページの2項児童福祉費について、3目保育所費、5目乳幼児医療対策費を、順に執行部からの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 3目保育諸費、市立保育所管理運営費の補正について説明させていただきます。

光熱水費の補正につきましては、夏場のエアコンの電気代や毎日子供たちが沐浴をしております。そういった関係と南保育所の児童が増えたことなどから光熱水費に不足が生じるため今回補正をお願いしているものでございます。

次に、賄材料費の補正でございますが、給食用の食材、ミルクや乳製品など食材全般が高騰しましたことや、南保育所において児童が増えたことなどから追加補正をお願いするものでございます。

次の、私立保育所関係費の委託料の追加補正でございますが、保育単価、国の基準が改定されました、アップされたことや、保育単価が高い0歳児、1、2歳児の入所が増加しましたことから委託料に不足が生じますことから追加補正をさせていただくものでございます。このことに伴いまして歳入10、11ページになりますが、14款1項1目民生費国庫負担金、2節保育所運営費負担金及び15款1項1目民生費県負担金、1節保育所運営費負担金が歳出の増加に伴いまして追加交付になりますことから補正をさせていただいております。

それから、続けてですが、12款分担金及び負担金、2項、2目民生費負担金の保育所保育料現年分1,323万円の補正でございますけど、これも先ほど申し上げました、保育料が高い1、2歳児の入所が増えたために保育料の増が見込まれることから追加補正をしております。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 5目、国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 5目の乳幼児医療対策費でございます。

増額補正が1,580万6,000円、これは、10月から就学前児童に対する拡大を行なったことによる補正となっています。乳幼児医療審査手数料として17万1,000円、電算委託料としてシステムの改修が必要ですので27万5,000円、それから医療費として1,536万円となっております。これは県の補助金の歳入がありますので、13ページの15款県支出金の2項2目2節児童福祉費補助金として768万円を歳入で計上しております。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 3目の13節の賄材料費の関連ですが、以前賄い分の何か事件がありましたけど、その再犯防止についてのその後対応はどのようになさってますでしょうか。言っている意味はわかりますか。賄材料費の横領があったでしょう。

委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（花田正信） 再犯防止ということですが、今保育所の所長が検品といいますか納品時の確認とかを確実にこなっていただいています。

委員長（中林宗樹委員） 他にないですか。なければ、次に、24、25ページの3項生活保護費、1目生活保護総務費について、執行部からの補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 生活保護認定支給事務関係費の償還金、利子及び割引料でございますが、国庫負担金精算返還金につきましては平成19年度の生活保護費国庫負担金の交付決定額が実績より下回ったことによります超過額を国に返還するものでございます。それから同じくその下の国庫補助金精算返還金でございますが、14万2,000円につきましては、これは事務費補助分でございます。生活保護適正実施推進事業の事務費の交付決定額が平成19年度分がきましたので、その下回った分の返還金でございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 生活保護総務費のところですが、23節のところですね。今宮原課長が説明されました平成19年度の実績が下回ったということですが、平成19年度はだいたい見込みはどれぐらいたてられて、その生活保護の申請の相談にこられて、実際に申請書を役所のほうから渡したという件数は把握されているのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 件数につきましては、平成19年度の事務報告書の中で掲げていると思いますが、ちょっとこちらのほうに持ってきておりませんが、そちらのほうに掲載しております。

委員長（中林宗樹委員） 他にありませんか。なければ次に、同じページの4款：衛生費、1項：保健衛生費、2目：保健予防費から7目：環境管理費までについて、執行部からの補足説明を求めます。

保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） 保健予防費の新型インフルエンザ関係費でございます。マスコミ等で報じられておりますように、新型インフルエンザが発生いたしましたら、おおむね流行が8週間継続するというところでございまして、それに伴います諸々の消耗品の備蓄が必要であるということから今回計上させていただきましたが、これはごく初期のものとして職員用に備えるということでございます。中味的にはマスク2週間分、それから衛生対策職員用いわゆる外に出たりする職員用のために30人分ですが、これも2週間分、防護の帽子、ゴム手袋、それからゴーグル、ガウンとかそういう諸々を想定しております。それから各事務所に消毒用のアルコールとかを常備しておかなくてはなりませんので、そういうものも併せて計上させていただいているところでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 5目、環境衛生費の環境衛生諸費13節委託料の市有墓地樹木伐採委託料は石坂墓地南側で樹木が隣接します民地に大きくせり出し、強く伐採を求められておりましたが、建物が建つ計画があることになりまして、建つ前に行なう事で対応したいということから今回56万3,000円の補正をお願いするものでございます。

6目、公害対策費の公害対策関係費、特別旅費の16万7,000円につきましては、県下の政令都市、中核市及び大牟田市を除く24市と28市議会議長で組織しております産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める福岡県期成会の国への要請行動旅費3人分でございます。

7目、環境管理費の財源更正は、2月1日に開催を予定しております、環境フェスタに全国モーターボート競走嗜好者協議会から助成金をいただくことになりましたことから、財源更正をさせていただくものでございます。ここで、14ページ15ページをお願いします。歳入の20款諸収入4項雑入の衛生費雑入で106万7,000円をお願いしております。6目の特別旅費16万7,000円を山神水道企業団から受け入れますものと、7目の助成金90万円合わせて106万7,000円を計上させていただいております。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 新型インフルエンザ関係費ですが、職員用と言われましたが、職員用は市の職員全員のことですか。

委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） 職員用で今度準備をいたします。

日常業務で窓口関係等ございますので、対面する場合といのは必ずマスクをしておかないと

いけないということで備えるものです。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） とうことは、市の職員の方で市民の対面のところのマスクという意味ですね。この前新聞で報道されて、市民の誤解というか、市民全体に配るのだろうか、病院に行った人にマスクを提供するのか、何かそういう誤解を持たれたような感じがありまして、新聞でこういうのを報道するのはどうかと思いますが、もう少し詳しく報道してもらえれば誤解はないのだが、そういう誤解があったということをおきます。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 関連してなんですが、消防の救急隊員のほうの分と、模擬訓練とかの練習用とかはどうされるのですか、練習をされる意思はあるのですか。救急車の救命士の分とかは用意されていないのですか。

委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） 今回計上させていただきますのは、最初に申しあげましたように、一度流行がはじまりますと相当数の備蓄をしておかないといけないということがまずあります。その取っ掛かりということで今回ごく少量を備蓄のために計上させていただいておまして、市全体的なものの考え方からいたしますと、今から先、関係課によります協議なり、そういうものをたちあげました中で具体的な施策というのは各々予算化していくという考え方でございます。

委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 同じく新型インフルエンザのことですが、明後日一般質問もさせていただくことになっていますので、あまり細かいことまで入りませんが、そのマスクの保管場所をどういうふうに考えておられるのかということと、使用の基準、使用の判断ですが、マスクを着用する判断はどのようにされるのかというのは考えておられるのでしょうか。

委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） 保管場所というのが、本来はきちんとした清潔な場所となるべきだろうと思います。ただ現実的にそういう場所は市役所の中にはございませんので、今保健センターがあります中の一室のスペースを充てようと思っています。

マスク使用の判断ですが、実際に発生するとなりますと市町村判断ではございませんで、国からの指令が必ずまいります。これが県をとおして市にくるということになりますので、その段階で使用するというようになります。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 関連でワクチンの接種段階のレベルなんかは知らされているのですか。例えば市長とか、そういう段階は第1期にするとか、ある程度補充する数が限定されてくるので、一般市民は最後のほうになるかと思うのですが、そういった基準のが示唆されてきているのかどうか教えていただけますか。

委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

保健センター所長（和田敏信） ワクチンとか、ワクチンといいますのは今現在流行していませんので、今ある株を使ったところでのプレパンデミックワクチンといいますけど、これが一つともう一つと実際罹ったときに服用するタミフルとか、いわゆる国の段階で計画されているということをごさいます、市町村レベルではないのです。それで現実的にはその考え方は一度示されておりますが、今見直し中をごさいます、来年1月には新たなものが示されるというふうに聞いております。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 市有墓地についてお聞きします。市有墓地は市内にいくつもあると思うのですよね。よく伐採だとか草刈だとか出てくるのが石坂墓地とか連歌屋の墓地とか出てくるのですが、これは特別な墓地なのですか、他と比べて。

委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 石坂墓地と連歌墓地を確かによく出しておりますが、墓地のありますところが民家が隣接しておりまして、それで樹木や草が茂るごとにきちっと除去しないといけないという状況でございます。もちろん他にも市営墓地は9月議会でも出ましたように、数多くございます。しかし、住宅により隣接しているということからとくにこの2か所が対策に追われているという状況でございます。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） その墓地というのは、いまだに中味がある墓地であるのかということと、それから例えばメモリアルパークのような墓地がありますよね、あそこは利用している人からいくらかもらっていますよね。そういうふうなことがあるのですか。

委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 石坂墓地、連歌墓地を初め、今市のほうで市営墓地とっておりますのは以前大字持ちでありまして、市がいわゆる墓地公園のように造成してつくったものではございません。それが市のほうに移管されまして、その墓地のとくに周囲の草や樹木を伐採・草刈することで管理をしておるとことをごさいます、その墓地に実際お参りされている方はございます。墓地の所有者の方々は自分の墓地に行く道及びその墓地の周辺の草刈はしてありますが、市のほうでは法面なんかを中心にその墓地に接している民家の方に迷惑が掛かりだすあたりでしか対応ができていないというのが現状でございます。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） ということは、他の墓地でも接している民家からここはいろんな面で都合だから伐採してくれとか、そういう要望があったところはやりますよと、なければやらないということですか。

委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） ここで今回補正であげさせていただいた以外にもすでに伐採を要望さ

れているところが複数ございます。しかし、状況を見て緊急度が高い、今回の場合もたまたま今は家がないから何とか刈った樹木が比較的楽に搬出できるという状況で、なかなか搬出しにくい、また当然そうなると費用も掛かる。近年の温暖化の影響もあってか、こんもりとした状況がふくらんでおります。ですから計画的にお願いさせていただきたいと考えております。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） ここの石坂墓地ということころはよく知っていますが、確かクスノキが6、7本あるのではなからうかと思うのですよね。まあ市の木になっていると思うのですが、そういうことで伐採できないようで、枝だけを切っても毎年これは切らなければならない。これで50万円から掛けるのなら、いっその事、根元に近いところから切ってはどうか。そうしないとクスノキは物凄いのですよ枝の張り方が、あそこは楠と楠の間に民家が建っていて、全部樋にかかったりいろいろしていると思うのですよ。この際根元から伐採してはどうですか。

委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 今回は今おっしゃられたクスノキも含めてハゼやその他の樹木、そういう諸々の木をもちろん枝葉だけではなく可能な限り、切るようにしております。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 地面からどれぐらいの高さで切るのですか。私は地面から1メートルもないぐらいのところまで切ってしまったほうがいいたらうと思うのですよね。

委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 全部を根元のところで切るということになりますと、これの数倍費用も掛かるということで、当面影響を除去できるという範囲で見積もってもらいまして、それであげた額でございます。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 毎年のように、50万円なら50万円払わなければならないなら、いっその事一回で処分をしておいたほうがいいのではないかということですよ。そうしないと毎年のように50万円、50万円と10年も20年もこのまま払い続けなければならない。蜷川課長が思い切って悪者になって切ってもらったほうがいいと思うのですよ。それは要望しておきます。

委員長（中林宗樹委員） 要望ということで聞いておいてください。

それではここで11時30分まで休憩します。

（休憩 午前11時21分）

~~~~~

（再開 午前11時30分）

委員長（中林宗樹委員） それでは再開します。

（福祉課長「委員長すみません」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 先ほど安部啓治委員から質問がありました補装具交付の件数であります  
が、平成19年度におきましては70件でございます。平成20年度は現在まで82件交付をいたして  
おります。

藤井雅之委員からのご質問でございます。生活保護者の申請件数それから相談件数というこ  
とでお尋ねの件につきましては、平成19年度におきましては、決算書の事務報告書に記載して  
いますと説明しましたように、35ページに載せております。件数につきましては、215件です。  
申請件数につきましては63件、開始件数が59件、廃止件数が37件です。先ほどの215件は面接と  
か相談の件数です。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） それではいいですか。

次に、34、35ページの11款災害復旧費、1項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目衛生  
施設災害復旧費について、執行部からの補足説明を求めます。

環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 災害復旧関係費の工事請負費は去る8月16日から17日にかけての大雨  
で連歌屋墓地南側法面上部の一部が崩れましたが、直下に人家があることから災害復旧工事を  
行なわせていただくものでございます。

なお、歳入の14ページ、15ページをお願いいたします。歳入の21款1項6目災害復旧債にそ  
の他施設災害復旧事業債として同額の550万円を計上しております。また、6ページの関係でご  
ざいます。第4表地方債補正としまして追加の欄に起債の内容として起債の目的、現年発生単  
独災害復旧事業債。限度額、550万円。起債の方法、証書借入。利率、4%以内。及び償還の方  
法を記しております。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 以上で歳出を終わります。

次に、10ページから15ページの歳入に入ります。

先ほど歳出審査の中で同時説明していただきました歳入項目以外で補足説明がありましたら  
お願いします。

福祉課長。

福祉課長（宮原 仁） 歳入の11ページの上の枠の2段目でございますが、民生費、国庫負担金、  
社会福祉費負担金でございますが、その真ん中にあります、身体障害児・者補装具給付費負担  
金657万7,000円の減額でございます。この理由としましては、平成20年度当初予算の歳入にお  
いて、国庫負担金ということで2分の1の657万7,000円を計上しておりました。自立支援法に  
よりまして障害者自立支援給付費として、科目が移行されたことによります国庫負担金を減額  
し、その上の障害者自立支援給付費に含めるものでございます。以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 13ページをお願いします。

一番下の雑入ですが、176万5,000円ですが、これは乳幼児医療費の県の補助金の追加交付になっております。

委員長（中林宗樹委員） 以上で、歳入すべての補足説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 以上で、歳入を終わります。

歳入歳出全般で、執行部より追加で補足説明はありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） それでは私のほうから債務負担行為について確認したいことがあります。

先ほど債務負担行為について副委員長のほうから関係団体との合意について2月半ばごろまでになんとか返事をもらえないだろうかという問いがありましたけど、これについてやはり、委員会としましても大事なことだと思いますので、この件について3月議会までに合意をいただいて委員会に報告していただけるかどうか、その確認をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（健康福祉部長「はい委員長」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） ただいま3月議会までに、職員組合あるいは保護者との合意ということですが、最大限努力をしてみたいです。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 最大限というよりも、きちっと整理してもらわないといけないうちと思うのですよね。やはりこれだけの額があがってきているのだから。

私に言わせれば、2月いっぱいまでに努力してもらって、それぐらいの報告できるようにしてもらいたいと思いますけどね。

委員長（中林宗樹委員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） そのように努力いたします。

委員長（中林宗樹委員） ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時38分）

~~~~~

（再開 午前11時55分）

委員長（中林宗樹委員） 再開します。以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 議案第99号太宰府市一般会計補正予算第3号の環境厚生常任委員会に付託されました所管分につきましてですが、とくに新型インフルエンザへのマスク等の消耗品等に関する支出の部分というのは危機管理の面からも大変重要なことであると思ひますし、その部分についてはむしろ今後充実させていく必要がある内容であると思ひておりますが、やはり債務負担行為の中で南保育所の業務委託料に關しまして、質疑もしましたけども肝心の委託先の法人もまだ議会には示せないということなど、到底納得できる内容ではありませんので、南保育所の債務負担行為の部分に關して納得することができませんので、この提案の關係の補正予算については反対を表明いたします。

委員長（中林宗樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第99号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手）

委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成4名、反対1名 午前11時56分

~~~~~

（原田久美子委員「はい」と呼ぶ）

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」に対する附帯決議案を提出したいと思ひます。

委員長（中林宗樹委員） ただいま、原田久美子委員より動議が出されました。

ここで午後1時まで休憩します。

（休憩 午前11時57分）

~~~~~

（再開 午後1時00分）

委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただ今の議案第99号に対し、原田久美子委員から附帯決議案が提出されました。

原田久美子委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

委員（原田久美子委員） 附帯決議案文を朗読することをもって趣旨説明といたします。

議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」に対する附帯決議案。

南保育所保育業務委託債務負担行為の質疑の中で以下の点不明瞭でありましたので、解決されるよう要望いたします。

- 1、関係団体の合意を取り付けること。
- 2、公募先を選定するに当たって、作成された保育計画など公開すること。
- 3、障害児の受け入れを積極的に行ない、太宰府市は定期的にチェック及び指導すること。
- 4、すでに入所している児童に対しての保育内容、行事など保育環境について後退させないこと。
- 5、以上の項目の実施状況を3月定例議会までに委員会へ報告すること。

以上決議する。

委員長（中林宗樹委員） 附帯決議案について説明がありました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 質疑は終わります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 討論なしと認めます。採決をします。

それでは、議案第99号にお手元に配付の附帯決議を付することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

委員長（中林宗樹委員） 少数挙手です。

したがって、議案第99号にお手元の附帯決議を付することにつきましては、否決されました。

否決 賛成2名、反対3名 午後1時02分

~~~~~

日程第2 議案第100号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

委員長（中林宗樹委員） 日程第2、議案第100号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

補正予算書41ページから53ページにおける主な補正内容について、これから執行部に補足説明を求めます。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） まず、43ページの債務負担行為の説明をさせていただきます。複写機賃借料の93万6,000円でございますが、これは本年10月から医療機関からのレセプトが紙のレセプトから電子レセプトに変更されたことから、レセプト点検室において複写きを設置して紙のレセプトに印刷をし直す必要がありますので、点検室に複写機の設置をお願いするものです。

次に48、49ページをお願いします。1款一般管理費の庶務関係費からまいります。庶務関係費350万6,000円についての増額補正は、まず印刷製本費26万6,000円。これは高齢受給者証のデザイン用紙代なのですが、70歳以上の方に対しては現在窓口で1割負担となっております、



本来であれば来年4月から2割負担となる予定でございましたけれども、1割負担をそのまま継続するというふうに制度の見直しが行なわれましたので、再交付をする必要がございます。それで、その下の郵便料については再交付に要する郵便料となっております。

委託料の299万3,000円は諸々の制度改正に伴うシステムの改修ということで予算をあげております。

14節の複写機賃借料は先ほどの債務負担行為で説明させていただいた分の今年度の1月から3月分の3か月分を補正であげさせていただいております。

次に2款の保険給付費です。

1項1目一般被保険者療養給付費、3目一般被保険者療養費、5目審査支払手数料、これはいずれも療養諸費の財源不足に伴う増額補正ということであげさせていただいております。

次に50ページ51ページになります。

2項高額療養費ですが、1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費これは合わせて1億3,221万6,000円の増額となっておりますが、これもやはり医療費の増加に伴う増額補正ということで計上しております。

次の4項出産育児諸費、1目出産育児一時金81万円の増額補正をそております。この増額補正につきましては、最終日に条例改正を提案させていただく予定にしております。出産育児一時金が来年1月から3万円の加算が実施される見込みでありますためにその分の財源として増額補正させていただいております。

8款保健事業費の健康管理普及費、これは印刷製本費で11万7,000円でございますが、これは前期高齢者に対する冊子を配布します、3,000冊、単価37円ということでここに計上しております。なぜ医療費適正化特別対策費かということは、この対策費の補助金を利用して、冊子をア配布したいと思っておりますので、この項目に計上させていただいております。

歳入のほうにまいります。

歳入は、46ページ47ページになります。

3款国庫支出金、1項、療養給付費等負担金ですが、これは先ほどの療養費の増額補正に対する国庫負担分を歳入として計上しております。

2項国庫補助金、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金これは諸々の制度改正に伴う経費について国のほうが補助金を交付するものであります。

4款の療養給付費交付金、これについては退職者の医療費について、社会保険診療報酬支払基金から不足分については交付を受ける仕組みになっておりますので、これが平成20年度は退職者制度が縮小されて一部しか残っていませんのでかなり減るだろうという見込みで予算をたてておりましたら、その分が予想を超えて退職者医療が多くなったということで増額補正をさせていただいております。それに伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金ということになります。

9款繰入金、一般会計繰入金、これにつきましては、職員給与費が172万4,000円と出産育児

一時金の3分の2が一般会計からの繰り出しということで54万円を計上しております。補正予算の概略が以上でございます。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第100号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業 特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時09分

~~~~~

日程第3 議案第101号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

委員長（中林宗樹委員） 日程第3、議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

補正予算書55ページから65ページにおける主な補正内容について、これから執行部に補足説明を求めます。

高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） それでは、62、63ページの歳出1款総務費、1項総務管理費から説明申し上げます。

まず1目の庶務関係費につきましては、委託料、電算委託料平成21年度の法改正に伴う部分とモデル事業の関係で、527万2,000円とモデル事業が65万円で592万2,000円の補正をしているところでございます。償還金、利子及び割引料、介護給付費負担金精算返還金国庫分が2,949万8,000円、介護給付費負担金精算返還金県費の部分が293万4,000円でございます。次に地域支援事業交付金精算返還金国庫分が133万円、地域支援事業交付金精算返還金県費分が66万5,000円でございます。これは平成19年度分の精算で今回返還するものでございます。

次に2款1項5目の施設介護サービス給付費につきましては、介護報酬給付費240万円減額しております。これは財源の組み替えに充てる部分でございます。

2項3目の地域密着型介護予防サービス給付費これに介護予防サービス給付費を90万円補正

させていただいております。これは2款1項の240万円の一部でございます。これは当初より数値が伸びてきたために補正しているものでございます。6目の介護予防住宅改修費、これにつきましては当初より伸びてきております。現在で135件ぐらいございます。今後も増が予想されますので150万円を補正しているものでございます。

次に歳入のほうを説明させていただきます。

60、61ページでございます。まず、2款2項4目介護保険事業補助金、これは先ほど申しあげましたモデル事業の電算に関わる2分の1の補助でございます。それで電算委託料の2分の1国からの補助が32万5,000円ということでございます。

6款1項4目その他一般会計繰入金、先ほど申しあげました職員給与等の繰入金の減額143万5,000円、それと事務費の繰入金559万7,000円です。

最後が7款1項繰越金につきましては、前年度繰越金（純繰越金）が平成19年度からの繰越金として3,442万7,000円でございます。以上で説明を終わります。

委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

藤井雅之委員。

委員（藤井雅之委員） 64、65ページの給与明細書のところの65ページのウのところ職員数が載っていますが、平成20年1月1日現在は8人だったのが、10月1日現在7人と1人減っていますが、これは後期高齢者医療制度の発足に伴った関係の減少であるのか、その1点だけ確認させてください。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 1人の減は、今まで筑紫地区の当番制で筑紫地区介護認定審査会へ2年間派遣しておりました。平成18、19年度で派遣期間が終わりましたので、一応高齢者支援課付けで派遣してましたので、その1名減という形になっているところでございます。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 住宅改修費ですね、この住宅改修は今申請があって担当課のほうで書類審査されて、そのあと技術的な問題が出てくると思うのですね。建築あるいは土木の関係で、そういうところの流れをもう一度説明していただけないか。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 住宅改修は認定を受けた方につきまして、手すりを付けたり、外溝工事での手すり等で便所も含まれます。そういうことで20万円までが介護保険料の対象になりますので、その1割負担が個人負担、残りの9割が介護保険料で支払うシステムになっています。申請に関しては、基本的には本人の申請とあと建築アドバイザー等の設計書が必要になってきます。それと、それが必要であるというケアマネージャーの意見書も必要になってきますので、そういう3つの視点から審査をしている現状でございます。以上です。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） 着手前の家を見たりいろいろするところは、担当課であるのか土木のほうにそれがいっているのか、それから完成後の確認、完了届ですか、それが出た時にもう一度的確に行なわれているかどうかという確認ですね、それは担当課のほうでやっているのか、または土木のほうに頼んでいるのか、その流れをきちっと説明願いたい。というのは、全然必要のないところに物がついたり、以前1回言ったことがあるのですが、それからこんな急なフロアをつけてという問題もあったので、そういうところの確認をどのようなやり方でやっているのか。担当課は書類だけ受けて20万円を支給しているだけなのか、やはりその職員がその家に行ってどういう手すりをどれだけのメーター数を、大体見てくればわかるのだから、そういうことをきちっと整理してから、改修費を支出しているのかそこをどういうチェックのし方をしているのかを聞いている。

委員長（中林宗樹委員） 高齢者支援課長。

高齢者支援課長（古野洋敏） 現状は、担当課として図面と事前の写真に基づいてチェックをしております。事後につきましては、あくまでも完成届と設計書を元に完成チェックをしている状況で現実的に現場に行くのは包括支援センターの職員がやはりそのへんにつきましては現場で利用者、家族、それから設計主、それから後はコーディネーターとかいますけども、そういう4者の中で現場で図面を打ち合わせて作り上げて、市としてはその図面ですね、平面図、断面図それと事前の写真等でチェックして、事前の現場行き、事後の現場行きというのは現在はまだ行っていない状況でございます。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） それで、問題があるところが多いのですよ。これは。結局20万円にならなくてもなるような計算のし方をしたり、いろいろこういったことを言っただけで悪いけど、そういうふうなものもあるし、いよいよ使うにしても使えないというものができたりしているわけですよ。そして20万円以上のところは自己負担とかいろいろで、そういうふうにやっておいて使えないものがあるから、そういうのをやっぱり現場主義というのがいいのですよ。それをきちっとしてないと問題が多いから、やはりそういうふうに変更なさいと前のときに言っただけでも改まっていないと。やはり担当課のほうに土木あるいは建築の職員を置くべきではないかと、そのときにも言ったことあるのですがね。やはりそれがまだ直されてないという。やっぱり担当課長としては苦しいだろうけども、やっぱり上の副市長とか市長に言って、こういうような問題があるからということで職員を配置してもらわないと。今の体制ではやっぱり一番骨を折ってあるのは今日来ている部が一番きついのですよ。職員3階までいらっしゃるけど、やっぱり市民課や福祉関係とかそういう一番職員が必要なのに少ないみたいだ。私ははっきり言って。そういうふうで、やっぱり部長課長は職員をたくさんもらって、市民に迷惑をかけないようなシステムをつくっておいてもらわないと思いますから、これはもう後は要望しておきますけど。やっぱり組織の改善をきちっとしてもらわないと、できても何にも役に立た

ないというのができてますから、その点言っておきます。

委員長（中林宗樹委員） 今のは要望ということで聞いておいてください。

ほかにありませんか。なければこれで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時21分

~~~~~

#### 日程第4 意見書第7号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書

委員長（中林宗樹委員） 日程第4、意見書第7号「長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書」を議題とします。

本意見書の提出理由は先の本会議にて、提出者の清水章一議員が述べられたとおりであります。

本意見書について、委員の皆さんから意見をお伺いします。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで協議を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号「長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書」を原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方は、挙手願います。

（挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、意見書7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時23分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、全て終了しました。

ここで、おはかりします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認めます。委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午後1時24分

~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成21年2月20日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹